

総合体育館プール キャッシュレス券売機等導入仕様書

1. 業務名称

小野市総合体育館プール キャッシュレス券売機等導入

2. 導入施設

小野市総合体育館(アルゴ) 兵庫県小野市王子町 917-1

(公式サイト:<https://www.cityono.jp/index.php?pid=argo>)

【運営方法】

指定管理者が小野市の委託を受けて運営しており、利用料金は指定管理者が収納します。

3. 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとします。必要となる機器の調達方法は購入です。

なお、導入費用は小野市との契約、運用費用は指定管理者との契約となります。

(1) キャッシュレス決済対応券売機、POS レジ(セルフレジ機能を有するものに限る)、入場ゲート及び売上管理システムの導入

(ア) キャッシュレス決済対応券売機の導入

(イ) キャッシュレス決済端末と連動可能な POS レジの導入

(ウ) キャッシュレス決済対応券売機で発券された券を読み取り、入場を可とするゲートの導入

(エ) その他必要となる周辺機器の導入

※(ア) から(エ) は1つのシステムとして連動していることを条件とします。

(オ) 券売機、POS レジ、入場ゲート等の機器セットアップ

(カ) 機器等の操作研修の実施

(キ) 運用業務に必要なマニュアルの提供

(ク) 運用、機器保守の実施

(ケ) 売上データ等を管理集計する売上管理システム(クラウドサービス可)の提供

(コ) その他、本業務に必要なもの

(2) キャッシュレス決済端末の導入

(ア) 本件で導入する POS レジと連動可能なキャッシュレス決済端末の導入

※POS レジとキャッシュレス決済端末一体型も可とする

(イ) キャッシュレス決済端末のセットアップ

(ウ) キャッシュレス決済端末の操作研修の実施

(エ) 運用業務に必要なマニュアルの提供

(オ) 運用、機器保守の実施

(カ) その他、本業務に必要なもの

4. キャッシュレス決済対応券売機、POSレジ、入場ゲート等調達の仕様等

(1) 仕様等

別紙1「キャッシュレス券売機等要件一覧表」のとおり

(2) 導入台数

(ア) キャッシュレス決済対応券売機 1台

(イ) 現金・キャッシュレス対応 POS レジ 1台

(ウ) 入場ゲート 1台

(エ) その他運用上必要となる機器

(3) プール入場の流れ

① 利用者が窓口の券売機で券を購入

② 利用者が券をかざす等により入場ゲートを通過し、入場。

※券売機等で事前決済します。

※入場券に記載されたQRコードを入場ゲートで読み取ることを想定。ゲート機能により決済済みであることを確認できるのであれば、他の方法でも可

※その他、プール入場料以外の施設使用料等も決済可能とします。ただし、プール入場以外では、入場ゲートを使用しません。

(4) 消耗品

初期導入時に付属する消耗品や運用に必要な消耗品をその費用とともに記載してください。

5. 納付事務

受注者(又は協力会社)は、キャッシュレス決済による支払いを行った者に代わって当該売上金を納付する事務(以下「納付事務」という。)を行ってください。

(1) 決済手数料

納付事務に係る決済手数料の料率は提案によるものとします。

(2) 売上の納付方法等

納付事務に係る売上の納付サイクル、納付方法は提案によるものとします。

ただし、振込手数料は原則受注者が負担してください。

(3) 不正使用への対応

キャッシュレス決済の不正使用に対し、一般的なもので構いませんので、十分な防止対策を施すとともに、補償制度を設けてください。

(4) その他

決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については都度提案してください。

6. 保守・運用サポート

(1) 保守対応

ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行ってください。

(2) 障害対応

ア. 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にしてください。

イ. 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応してください。

【施設の営業時間】

9時00分から22時00分(土日祝は8時00分から22時00分)

プールは全日9時00分から22時00分

休館日:第4月曜日・12月31日～1月1日

7. その他

- (1) 受注者(協会会社含む。以下同じ。)は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守してください。
- (2) 小野市は受注者に必要な情報を提供します。
- (3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し又は開示してはなりません。
- (4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰いでください。
- (5) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案してください。
- (6) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めません。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではありません。
- (7) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上決定します。
- (8) タッチパネルのデザインをオリジナルデザインとした場合のタッチパネルのデザインの知的財産権は小野市に帰属するものとしますが、詳細は契約時に協議します。

【参考】

現行の券売機のメニュー



※「カードに追加 チャージ 6,000 円 (6,600 円分)」は、
「利用回数券 6,000 円 (6,600 円相当分)」に変更 (受付窓口で利用回数券と引き換え)

【券売機対応必須とするメニュー】

上記に加え、プール障がい者減額料金、現在使用中のPOS端末メニューを追加※別紙のとおり